

## 省エネルギー対策の強化について

1. 令和4年10月1日からは、設計住宅性能評価申請、長期使用構造等確認申請のほか、低炭素建築物の技術的審査申請、BELSの評価申請についても、省エネルギー水準がZEH水準となり、断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6が求められます。
2. エネルギー消費計算プログラム現行版 (Ver3.20) は9月末で使用期限が終わり、10月1日以降は、現在の【次期更新版のβ版】が現行版(Ver3.30)となります。また、10月下旬以降告示が新設される予定の誘導仕様基準対応版は、マイナーバージョンアップされVer3.31となりますが、誘導仕様基準の告示が施行されるまでは誘導仕様基準は使えませんのでご注意ください。
3. また、これまで、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 (通称「評価協」) の「BELSのZEH等の基準 および 品確法5-2の等級判定に関する計算書 (ver1.7)」を、別途、作成していただいておりましたが、10月1日から適用されるバージョン (VER. 3.30) からは「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムで判定が可能となります。」「低炭素建築物認定申請のお知らせ」の計算プログラムβ版をご覧ください。
4. 評価料金の新しい金額と適用時期については、10月以降、別途お知らせいたします。一次エネルギー等級6が新たに加わり、審査に要する経費が増えます。低炭素建築物(住宅)の技術的審査料金、BELSの評価料金についても経費が増えることとなります。業務規程及び評価料金並びに長期使用構造等確認料金は10月以降改定となりますので、それまでは、料金の変更はありません。(BELS、低炭素住宅も同様です)

このことは当センターHPのトップページの最新・更新情報に掲載いたします。